

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市職員の倫理の保持に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(管理監督職員)

第2条 条例第4条第1項に規定する管理監督職員は、次に掲げる職員で、管理又は監督の対象となる職員があるものとする。

- (1) 京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (2) 給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける職員で職務の級が2級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (3) 給与条例別表第1の3環境業務職行政業務職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (4) 給与条例別表第1の4看護職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (5) 給与条例別表第1の5薬剤職獣医職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (6) 給与条例別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (7) 京都市交通局職員給与規程（以下「交通局職員給与規程」という。）別表第1の1企業職給料表第1の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (8) 交通局職員給与規程別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (9) 京都市上下水道局職員給与規程別表第1上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもの
- (10) 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が2級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (11) 教職員給与条例別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもの
- (12) 教職員給与条例別表第3学校事務職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (13) 前各号に掲げる職員のほか、これらの職員と同等の職にある職員

(利害関係者)

第3条 条例第8条第1項に規定する利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関係のある者として任命権者が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準じるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準じるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

- (1) 許認可等(行政手続法第2条第3号又は京都市行政手続条例第2条第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金等(本市が本市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金及び相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 立入検査、監査又は監察(法令等の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分(行政手続法第2条第4号又は京都市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導(行政手続法第2条第6号又は京都市行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等
 - (7) 地方自治法第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 2 前項第2号に規定する間接補助金等は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 本市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為)

第4条 条例第8条第1項本文に規定する別に定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 利害関係者から接待を受けること。

- (2) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。以下「贈与」という。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (4) 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付け（以下「財産貸付け」という。）を受けること。
 - (5) 利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (6) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、財産貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、条例第8条第1項本文に規定する別に定める行為としない。

- (1) 利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (2) 職務として出席した会議その他の会合又は職務上の必要性に基づいて参加した行事若しくは式典において、利害関係者から飲食物（自己の飲食に要する費用が5,000円以内のものに限る。）の提供を受けること。
 - (3) 利害関係者から次に掲げる贈与を受けること。
 - ア 香典、供花その他これらに類するもので、5,000円以下のものの贈与
 - イ 宣伝用物品又は記念品で、広く一般に配布するためのものの贈与
 - ウ 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合で、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）における記念品の贈与
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される会議室等を、会議のために一時的に使用すること。
 - (6) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者で、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、条例第8条第1項本文に規定する別に定める行為としない。

(利害関係者以外の事業者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から接待を繰り返し受ける等一般の社交の程度を超えて接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に対する規制)

第7条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法第38条第1項本文又は教育公務員特例法第17条第2項の規定による許可を受けてするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

(違法行為の要求等があった場合の報告及び措置)

第8条 職員は、利害関係者から、条例第8条第1項の規定により禁止された行為の働き掛けがあったときは、その旨を条例第6条に規定する職員の倫理を監督する職員(以下「倫理監督職員」という。)に文書で報告しなければならない。この場合において、京都市事務分掌条例第1条に規定する局に勤務する職員にあっては当該局の庶務を担当する部長又は室長を、区役所及び区役所支所に勤務する職員にあっては当該区役所又は区役所支所の地域力推進室長を、会計室に勤務する職員にあっては会計室長を経由して報告しなければならない。

2 職員は、前項に規定するもののほか、利害関係者との接触に際し、公正な職務の執行に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為があったときは、その旨を上司に報告しなければならない。

3 第1項後段の規定による報告の経由に係る職員及び前項の報告を受けた上司は、必要に応じて、これらの者の上司に報告するとともに、職員に対する指導又は助言、職員研修の実施その他の職員の職務に係る倫理を保持するための適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、第1項に規定する利害関係者からの働き掛け又は第2項に規定する利害関係者の行為によって、公正な職務の執行が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該利害関係者の氏名又は名称、当該働き掛け又は行為の内容、職員及び当該利害関係者に対して講じた措置等を公表するものとする。

(関係業者等対応届の提出を要する行為)

第9条 条例第8条第1項ただし書に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 職務上の必要性に基づいて出席した多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。ただし、第5条第1項第2号に掲げる行為を除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる行為で任命権者が職務上必要であると認めるもの

(関係業者等対応届)

第10条 条例第8条第2項の規定により届出をしようとする者は、倫理監督職員を経由して、条例第8条第3項に規定する関係業者等対応届（以下「関係業者等対応届」という。）を任命権者に提出しなければならない。

2 関係業者等対応届は、別記様式によるものとする。

(課長級以上職員)

第11条 条例第8条第3項に規定する別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (2) 給与条例別表第1の4看護職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (3) 給与条例別表第1の5薬剤職獣医職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (4) 給与条例別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (5) 交通局職員給与規程別表第1の1企業職給料表第1の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (6) 交通局職員給与規程別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (7) 京都市上下水道局職員給与規程別表第1上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級以上のもの
- (8) 教職員給与条例別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (9) 教職員給与条例別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級のもののうち任命権者が定めるもの
- (10) 前各号に掲げる職員のほか、これらの職員と同等の職にある職員

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が5,000円を超えるときは、あらかじめ任命権者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合においては、当該行為をした後直ちにその旨を文書により任命権者に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による届出を要しない。

- (1) 利害関係者が職員と私的な関係がある者であるとき。
- (2) 利害関係者が職員と同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は本市の機関が行った研修若しくは本市から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者である場合において、当該利害関係者以外の者を含む多数の者が飲食をする場に出席するとき。
- (3) 職員が、本市が主催し、又は共催する事業に職務として出席するとき。

3 第1項の規定による届出は、第10条第1項に規定する関係業者等対応届により行うものとする。

(報酬)

第13条 条例第9条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定める報酬(以下「報酬」という。)は、次の各号に掲げる報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

(贈与等報告書)

第14条 条例第9条第1項第4号に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 贈与等(条例第9条第1項各号列記以外の部分に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬の内容
- (2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関との関係
- (3) 条例第9条第1項第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
- (4) 接待を受けた場合にあっては、当該接待を受けた場所の名称及び所在地並びに当該接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた接待にあっては、当該接待の場に居合わせた者の概数)
- (5) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(届出書等の閲覧)

第15条 条例第10条第2項の規定による特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書(以下「届出書等」という。)の閲覧は、当該届出書等を提出すべき基因となった事実があった日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日以後これを行うことができる。

2 届出書等の閲覧は、任命権者が指定する場所でこれをしなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、届出書等の閲覧に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする。

(違反行為の調査を行う職員)

第16条 条例第12条第1項に規定する別に定める者は、倫理監督職員とする。

(本市が出資している法人)

第17条 条例第14条に規定する本市が出資している法人で別に定めるものは、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの全部を出資している法人とする。

(情報提供者に対する不利益取扱いの禁止)

第18条 任命権者は、職員が、条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく任命権者の処分に違反する行為について倫理監督職員その他適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(倫理監督職員の責務)

第 19 条 倫理監督職員は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの倫理の保持に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理を保持するための適切な措置を講じること。
- (3) 第 8 条第 1 項の報告を受けたときは、必要に応じて、職員の職務に係る倫理を保持するための適切な措置を講じること。
- (4) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく任命権者の処分に違反する行為があった場合に、その旨を任命権者に報告すること。
- (5) 任命権者を助け、職員の倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 22 日規則第 23 号）

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 1 日規則第 64 号）

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 102 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 116 号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 62 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 196 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 60 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 77 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 110 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

関 係 業 者 等 対 応 届

（あて先）任命権者	年 月 日
	所 属 職 名 氏 名

☐ 京都市職員の倫理の保持に関する条例第８条第２項 ☐ 本文 ☐ ただし書		☐ 本文 ☐ ただし書		の規定により届け出ます。
☐ 京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第１２条第１項		☐ 本文 ☐ ただし書		
行為をしようとし、又はした年月日	年 月 日			
基 因 と な っ た 事 実				
行 為 の 内 容	☐ 飲 食	自己の飲食に要する費用	円	
		場 所		
		時 間	時 分から 時 分まで	
		同席者の概数	人	
	☐ そ の 他			
利害関係者から利益を受ける場合にあっては、利益を受けようとし、又は受けた価額	円			
利 害 関 係 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
	氏名（法人にあっては、名称）			
	利害関係者が事業者等とみなされる役員等の場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）			
利害関係者と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係	第 号			
行 為 の 必 要 性				
あらかじめ届け出ることができなかった場合にあっては、その理由				

注１ 該当する□には、レ印を記入してください。

２ 行為の内容のその他の欄には、金銭の贈与、有価証券の譲受け、有価証券以外の物品の贈与、不動産の贈与又は役務の提供の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載してください。

３ 利害関係者と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係の欄には、京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第３条第１項各号のいずれに該当するかを記載するとともに、具体的な内容を記載してください。

４ 行為１件ごとに記入してください。

５ 自己の飲食に要する費用の額又は利益を受けようとし、若しくは受けた価額について、届出者が推計した額を記載している場合にあっては、その推計した根拠となる書類を添付してください。